

「大阪・関西万博」とくしま挙県一致協議会設置要綱

（設置）

第1条 徳島県における「大阪・関西万博」に向けた取組みを県を挙げて強力的に推進するため、各界各層の代表者や、有識者からなる「『大阪・関西万博』とくしま挙県一致協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）「大阪・関西万博」に向けた徳島県の取組方針や基本計画等の検討
- （2）「大阪・関西万博」に向けた徳島県の機運醸成
- （3）その他、「大阪・関西万博」に向けた徳島県の取組みの推進に必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には、会長及び副会長を置く。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了となったとき、委員から特別の申し出がない限り自動的に再任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、知事が務める。

- 2 副会長は、会長の指名により選任する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（事務局）

第6条 協議会の事務を処理させるため、徳島県政策創造部総合政策課広域行政室に事務局を置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月24日から施行する。
- 2 この要綱による協議会の最初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

別表1(第3条関係)

「大阪・関西万博」とくしま挙県一致協議会 委員

分野	委員氏名	所属等
産	寺内 カツコ	徳島県商工会議所連合会 会長
	岡本 富治	徳島県商工会連合会 会長
	布川 徹	徳島県中小企業団体中央会 会長
	坂田 千代子	徳島経済同友会 代表幹事
	林 香与子	徳島県経営者協会 会長
	梯 学	日本旅館協会徳島県支部 支部長
	矢田 博嗣	徳島県観光協会 理事長
	濱野 正裕	徳島県物産協会 会長
	杉田 弘樹	日本旅行業協会で中四国支部徳島地区委員会 委員長
	中西 庄次郎	徳島県農業協同組合中央会 会長
	長江 郁哉	全国農業協同組合連合会徳島県本部 県本部長
	寺井 正邇	徳島県農業会議 会長
	杉本 直樹	徳島県森林組合連合会 代表理事会長
	久米 順二	徳島県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	金原 克也	徳島県バス協会 会長
	山本 仁志	四国旅客鉄道徳島企画部 部長
	坂本 優子	日本航空徳島支店 支店長
	大山 芳香	全日本空輸徳島支店 支店長
	瀧 康宏	NTTドコモ四国支社徳島支店 支店長
	学	野地 澄晴
山下 一夫		鳴門教育大学 学長
田村 禎通		徳島文理大学 学長
松重 和美		四国大学 学長
平山 けい		阿南工業高等専門学校 校長
多田 博夫		徳島工業短期大学 学長
儀宝 修		徳島県高等学校校長協会 会長
杉本 恭介		徳島県中学校長会 会長
安田 哲也		徳島県小学校長会 会長
官	飯泉 嘉門	徳島県知事
	岩丸 正史	徳島県議会 議長
	内藤 佐和子	徳島県市長会 会長
	影治 信良	徳島県町村会 会長
金	長岡 奨	阿波銀行 代表取締役頭取
	板東 豊彦	徳島大正銀行 代表取締役頭取
労	大谷 竹人	日本労働組合総連合会徳島県連合会 会長
	川越 敏良	徳島県労働者福祉協議会 会長
言	米田 豊彦	徳島新聞社 理事社長
	表 聖司	NHK徳島放送局 局長
	岡元 直	四国放送 代表取締役社長
有識者	齋藤 義郎	徳島県医師会 会長
	松本 侯	徳島県歯科医師会 会長
	稲井 芳枝	徳島県看護協会 会長
	佐藤 勉	徳島県文化振興財団 理事長
	黒石 康夫	徳島県国際交流協会 理事長
	加渡 いづみ	働く女性応援ネットワーク会議 会長(とくしまSDGs未来会議会長)
	青木 正繁	徳島県総合計画審議会「未知への挑戦」推進部会
近藤 明子	徳島県総合計画審議会「未知への挑戦」推進部会	